

岩美町放任果樹伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町放任果樹伐採事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、クマの誘因物となる管理されていない果樹（以下「放任果樹」という。）の伐採等に要する経費を補助することで、集落等へのクマの誘因を減らし、クマによる人身被害を未然に防止することを目的として交付する。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、放任果樹が存在する集落・地区・町内会とする。

(補助金の額)

第4条 町長は、別表第1欄に掲げる事業を行う事業実施主体に対し、別表第2欄に掲げる補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額以下（1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とし、同表第3欄に定める額を限度とする。）の補助金を、予算の範囲内で交付するものとする。

2 町長が別に定める各種事業地元（受益者）負担率表における小規模集落等に対する軽減措置の対象となる場合には、当該軽減措置を適用した後の負担額に応じた補助金額とする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 伐採等に要する経費の内訳がわかる見積書の写し
- (2) 位置図
- (3) 土地所有者の同意書
- (4) 事業着手前の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請は着手予定日の30日前までとする。

(交付決定)

第6条 補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、必要に応じ現地調査等により当該申請内容を調査し、補助金を交付すべきと認

めたときは速やかに様式第2号による補助金交付決定通知書を申請者に交付するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第10条第1項の町長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金額の増額
- (2) 対象事業の追加又は中止及び廃止

(実績報告)

第8条 この補助金の実績報告は、事業の完了した日(補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日)から起算して20日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第3号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業着手後の写真
- (2) 領収書及び請求書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(帳簿の整備等)

第9条 事業実施主体は、補助金に係る経費についてその収支を明確にした証拠書類を整備し、当該事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和10年度まで適用する。

別表（第4条関係）

1 対象事業	2 補助対象経費	3 補助限度額
放任果樹伐採事業	クマの集落等への出没を誘引するおそれのある放任果樹の伐採に要する次の経費（山林、果樹園等における伐採及び枯死木は対象外とする。） （1）伐採（玉切り、集積を含む。）委託費 （2）チェーンソー等の借り上げ料、燃料費、その他本事業の実施にあたり町長が必要と認める経費	1本あたり 25,000円